

⑬「第8回クールシェヴェール国際音楽アカデミーinかさま」市内の小中学生の入場料無料

3月16日(金)～20日(火・祝)の5日間の日程で「第8回クールシェヴェール国際音楽アカデミーinかさま」が開催されます。

今回は震災から1年となる笠間の復興を願い、特別企画としてコンサートを中心に開催します。このコンサートは、アカデミー講師や卒業生により実現したスペシャルコンサートです。

このたび、世界で活躍するアカデミー講師および卒業生によるすばらしい生演奏を多くの小中学生に楽しんでいただき、心癒されるひとときを過ごしていただきたいという思いから、笠間市内の小中学生は無料ですべてのコンサートをお聴きいただけます。

♪チケット交換方法

各小中学校で配布された「コンサートチケット引換券」を切り取り、学校名、学年、名前を記入し、生涯学習課または市内の各公民館(笠間、友部、岩間)の窓口で希望のチケットと交換してください。

問 生涯学習課(内線382・383)

⑭特設無料人権相談を実施

毎日の生活の中で、人権に関する困りごとや法律上どのようになるのか解決に導くための相談です。

相談は、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が担当します。

相談内容についての秘密は厳守されますので、気軽にご相談ください。

日時 3月21日(水)午前10時～午後3時

場所 友部社会福祉会館

問 社会福祉課(内線157)

⑮「認知症介護講座」を開催

認知症介護指導者による講義や認知症の事例を寸劇で紹介します。また、認知症介護に関する詩の朗読も行います。

日時 3月10日(土)午後2時30分～4時

会場 友部公民館

参加費 無料 定員 40名(先着順)

※事前申込みは必要ありませんので、当日会場にお越しください。

※参加された方全員にクリアファイルをプレゼントします。

問 ケアハウスかさま Tel 0296-70-1100

⑥ページ 健康・医療・介護・育児など24時間年中無休無料で相談が受けられます。かさま健康ダイヤル24

⑯第11回エコフロンティアかさま環境保全委員会を開催

日時 3月18日(日)午後1時～

場所 エコフロンティアかさま管理棟
2階多目的研修室

議題 環境モニタリング結果など

傍聴申込 3月15日(木)までに電話でお申し込みください。

傍聴者定員 50名(先着順)

申・問 環境保全課(内線127)
(財)茨城県環境保全事業団

Tel 0296-70-2511

募集

⑰市民農園「生き生き菜園 はなさか」利用者を募集

市民農園「生き生き菜園 はなさか」では、利用者を募集しています。素晴らしい眺めを楽しみながら、家族や仲間とふれあいながら、農園ライフを楽しんでみませんか?

施設内には、無料で使用できる農具のほか、トイレや休憩施設、水道、駐車場、広場があります。また、初心者でも安心して野菜づくりができるように、専門の講師による講習会(参加費無料)が毎週行われます。なお、農園内の野菜づくりは無農薬栽培となります。

募集期間 随時

対象者 農業を営んでいない方

場所 笠間市橋爪地内(いこいの家はなさかの隣接地)

面積 1区画30㎡

利用料 年間10,000円(1区画あたり)

利用期間 4月～翌年3月までの1年間(契約更新可)

※年度途中からの利用も可。

申込方法 所定の使用申請書およびアンケートを農政課まで提出ください。申請書およびアンケートは、市ホームページからもダウンロードできます。

※申込みは先着順とします。

申・問 農政課(内線523・524)

⑤食品の放射性物質検査の結果をお知らせします

市では昨年12月から「市内で栽培され自己消費する野菜、果実」、「自宅井戸水」の放射性物質の検査を実施しています。

市民の皆さんから持ち込まれた197検体を検査し、いずれも放射性物質(ヨウ素、セシウム)は不検出でした。

内訳 総検査数:197検体(2月8日現在)
米、野菜、果実(40検体):不検出
井戸水(157検体):不検出

※検査結果のうち、公表することの同意を得た138検体について笠間市ホームページに掲載しています。

問 総務課危機管理室(内線210)

⑥屋外広告物の簡易除却を実施します

市では、まちの良好な景観を維持するために、違反広告物の簡易除却を実施します。

対象地域 市内全域

対象広告物 無許可で電柱、街路樹、道路標識、ガードレール等に表示してあるはり紙、立看板、広告旗等の広告物

実施期間 3月5日(月)～9日(金)

問 都市計画課(内線589)

⑦戦後強制抑留者の皆さんへ

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金を支給しています。

対象者 旧ソ連邦またはモンゴル国における戦後強制抑留者で、平成22年6月16日に日本国籍を有する御存命の方

※特別措置法施行日(平成22年6月16日)以降に亡くなられた方の相続人は請求できますが、施行日前に亡くなられた方の御遺族等は、対象となっていません。

受付期限 3月31日(土)

※まだ請求されていない方はお急ぎください。請求期間内に特別給付金の支給の請求をしなかった場合には、支給されません。※請求書をお持ちでない方は、請求書類を送付しますので、至急、お問い合わせください。※すでに特別給付金を支給された方は、再度の請求はできません。

問 独立行政法人平和祈念事業特別基金事業部特別給付金担当
0570-059-204(ナビダイヤル)
(IP電話・PHSからは03-5860-2748)

受付時間 月～金曜日の午前9時～午後6時
※ただし、3月31日(土)は受付します。

皆さんの納める保険税は国保制度を支えるための大切な財源です。

⑧水道メーター検針にご協力を

3月10日(土)～20日(火)に検針員が水道メーター検針にお伺いします。

○メーターボックスの上に物を置いたり、車を止めたりしないでください。

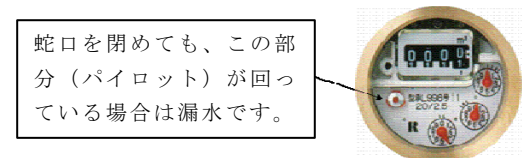
○メーターボックスの中は、いつもきれいにしておいてください。

○犬を飼っている方は、メーターボックス付近から離してつないでください。

宅内漏水にご注意を

メーター検針時に漏水が発見されることがあります。漏水を見つけるためには家庭内の蛇口等をすべて閉めて、水道メーター[下図参照]を確認することをお勧めします。

漏水を発見したときは、笠間市指定給水装置工事業者に修理を依頼し、水道課へ3月21日(水)までに連絡してください。



※長期間の外出を予定される方は、急な漏水に備えるため、メーターボックス内のバルブを閉めてお出かけください。

水道の工事について

漏水修理工事ならびに給水工事を行う際は、笠間市指定給水装置工事業者以外の方は、工事を認めていませんので、ご注意ください。

※笠間市指定給水装置工事業者については水道課へお問い合わせください。

水道は届出制です

水道の使用を開始または中止する場合には事前(3日前まで)に届出が必要になります。

中止の届出がない場合、水道を使用しない期間も基本料金が発生しますので、ご注意ください。

☆市外に引っ越すときや、長期間留守等で一時的に止めたいとき→中止届

☆市内に転居するとき→現在使用している場所の中止届および新たに使用する場所の開始届

問 水道課(内線71232・71233)

東日本大震災追悼・復興イベントを開催します!(3月10日～11日)

③ページ